

事務所通信(号外)

## 平成 25 年度税制改正について

(平成 25 年 3 月 29 日成立)

平成 25 年 5 月 吉日  
税理士法人 AKJパートナーズ

「所得税法等の一部を改正する法律案」(平成 25 年度税制改正法案)が、3 月 29 日に成立、3 月 30 日に公布されました。

この度の改正では、住宅ローン減税や企業支援減税の拡充が行われた半面、平成 23 年から先送りされてきた資産税関係の改正が実施され、今後富裕層においては税負担が大きくなることが予想されます。

以下におきまして、主な改正の内容をご説明しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

### 【所得税関係】

#### I. 所得税の税率構造の改定

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設ける。

☞ **平成 27 年分以後の所得税について適用。**

#### II. 少額投資非課税制度(日本版 ISA)の創設

下記の適用要件を満たす配当、譲渡益については、所得税を課さない。また、譲渡損については、ないものとみなす。

- ①平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの間に開設した非課税口座<sup>(\*)</sup>において管理されている上場株式等に係る配当、譲渡益であること。ただし、年間 1 人 1 口座まで。

(\*)非課税口座…非課税措置の適用を受けるために一定の手続により金融証券取引業者等の営業所に設定された、上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座。

- ②各年、新規投資額の合計額が 100 万円を超えない範囲のものであること。(5 年間で最大 500 万円)
- ③非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当、またはその期間内に譲渡した非課税口座内上場株式等の譲渡益であること。

☞ **平成 26 年分～平成 35 年分の所得税について適用。**

※なお、**上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止。**

#### III. 公社債等の利子および譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大

1. 公社債等の譲渡所得等の課税

公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外し、20%(所得税 15%、住民税 5%)の税率による申告分離課税の対象とする。

2. 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象の追加

当該特例の対象に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。

さらに、特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。

☞ **平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用。**

#### IV. 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、(イ)特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と(ロ)一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。

☞ **平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用。**

## V. 住宅ローン減税制度の拡充

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長し、控除対象限度額等を次のとおりとする。

(1) 一般の住宅の場合

- ・平成 26 年 1～3 月居住開始の場合：控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 2,000 万、控除率 1.0%
- ・平成 26 年 4 月以降居住開始の場合：控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 4,000 万、控除率 1.0%

(2) 認定住宅(認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅)の場合

- ・平成 26 年 1～3 月居住開始の場合：控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 3,000 万、控除率 1.0%
- ・平成 26 年 4 月以降居住開始の場合：控除期間 10 年、住宅借入金等の年末残高の限度額 5,000 万、控除率 1.0%

(注)平成 26 年 4 月以降居住開始の場合の借入限度額の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は平成 26 年 3 月以前の借入限度額の金額と同額とする。

2. 平成 26 年分以後の所得税において上記特別税額控除の適用がある者(平成 26 年から平成 29 年までに入居した者に限る)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。

- ・平成 26 年 1～3 月居住開始の場合：控除限度額＝所得税の課税総所得金額等×5%(最高 9.75 万円)
- ・平成 26 年 4 月以降居住開始の場合：控除限度額＝所得税の課税総所得金額等×7%(最高 13.65 万円)

(注)平成 26 年 4 月以降居住開始の場合の控除限度額の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は平成 26 年 3 月以前の控除限度額の金額と同額とする。

## 【資産税関係】

### I. 相続税、贈与税の税率構造の改定

最高税率を 55%とする。

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続、遺贈または贈与について適用。

### II. 20 歳以上の直系卑属を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

20 歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した財産(相続時精算課税制度の対象となるものを除く。)に係る贈与税の税率構造を緩和する。

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる贈与について適用。

### III. 相続税の遺産に係る基礎控除額の引き下げ

基礎控除額を「3,000 万円+600 万円×法定相続人の数」とする。(現行:5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数)

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続または遺贈について適用。

### IV. 未成年者控除及び障害者控除に係る控除額の引き上げ

1. 未成年者控除:20 歳までの 1 年につき 10 万円とする。(現行:6 万円)
2. 障害者控除:85 歳までの 1 年につき 10 万円とする。(現行:6 万円)  
特別障害者については 20 万円とする。(現行:12 万円)

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続または遺贈について適用。

### V. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

1. 贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げる。(現行:65 歳以上)
2. 受贈者の範囲に 20 歳以上である孫を追加することとする。(現行:20 歳以上の推定相続人のみ)

☞ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる贈与について適用。

### VI. 小規模宅地等の特例の拡充

1. 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 ㎡までの部分に拡充する。(現行 240 ㎡まで)
2. 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。つまり、特定事業用等宅地 400 ㎡に特定居住用宅地等 330 ㎡を加えた 730 ㎡まで適用可能となる。

(貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり。)

3. 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。
4. 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。
- ① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ② 該当家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。
- ☞ **1. 及び 2. は平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる相続又は遺贈について、3. 及び 4. は平成 26 年 1 月 1 日以後に行われる相続又は遺贈について適用。**

## VII. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

30 歳未満の受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関(信託会社、銀行及び金融商品取引業者)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円(学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円)までの金額に相当する部分の価額については、贈与税を課さない。

ただし、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額から、教育資金<sup>(\*)</sup>の支払いのために払い出した金額を控除した残額については、受贈者が 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。

(\*)教育資金とは、次のような金銭をいう。

- ・学校等に直接支払われる入学金、授業料、学用品費等。
- ・学校等以外の者(学習塾や習い事の教室)に直接支払われる指導料等。

☞ **平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に抛出されるものについて適用。**

## 【法人税関係】

### I. 生産等設備投資促進税制の創設

青色申告法人が取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備<sup>(\*)</sup>で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の 3%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を限度とする。

- ①その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額
- ②前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の 110%相当額

(\*)生産等設備…その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。

☞ **平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において取得等をした設備について適用。**

### II. 研究開発税制の拡充

①試験研究費の総額に係る税額控制度、②特別試験研究費の額に係る税額控除制度、③繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、④中小企業技術基盤強化税制、⑤繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、控除税額の上限を当期の法人税額の 30%に引き上げる。(現行 20%)

☞ **平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用。**

### Ⅲ. 所得拡大促進税制の創設

青色申告法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額<sup>(\*)1</sup>から基準雇用者給与等支給額<sup>(\*)2</sup>を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であるときは、その雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）を限度とする。

(\*)1雇用者給与等支給額…各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

(\*)2基準雇用者給与等支給額…平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

(注)雇用促進税制との選択適用とする。

☞平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用。

### Ⅳ. 雇用促進税制の拡充

雇用促進税制について、税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円に引き上げる。（現行20万円）

☞平成25年4月1日以後開始する各事業年度において適用。

### Ⅴ. 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

青色申告法人である中小企業等で経営改善に関する指導及び助言<sup>(\*)</sup>を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とする。

(\*)経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

(注)税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る。

☞平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等し、指定事業の用に供したものについて適用。

### Ⅵ. 中小法人の交際費課税の特例の拡充

1. 定額限度額を800万円に引き上げる。（現行600万円）
2. 定額控除限度額までの金額の損金不算入措置を廃止する。（現行10%が損金不算入）

☞平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に発生した交際費について適用。

### 【その他】

#### Ⅰ. 「金銭又は有価証券の受取書」(領収証等)に係る非課税範囲の拡大

受取書に記載された受取金額が5万円未満のものについて、非課税とする。（現行3万円未満）

☞平成26年4月1日以降に作成される受取書について適用。

#### Ⅱ. 延滞税等の見直し

1. 延滞税の割合は、各年の特例基準割合<sup>(\*)</sup>が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

(\*)特例基準割合…国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合。

①年14.6%の割合の延滞税：当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合

②年7.3%の割合の延滞税：当該特例基準割合に年1%を加算した割合

(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)

2. 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

☞平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



税理士法人AKJパートナーズ (Tokyo office) *住所 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F *電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(代表社員)	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士	山本 成男 吉村 史明
	(社員)	税理士 米国公認会計士・税理士	藤田 学 脇屋 忠生
(Tsukuba office) *住所 〒305-0822 茨城県つくば市苅間研究学園D6街区8画地 研究学園スクウェアビル9F *電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034	(保有資格)	公認会計士 米国公認会計士 公認会計士協会準会員 税理士	9名 2名 3名 11名
		CFP・AFP・税理士科目合格 社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	8名 3名
(Fukuoka office) *住所 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F *電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351 (事務所URL) <a href="http://www.akj-partners.com/">http://www.akj-partners.com/</a>			